

公益社団法人秦野市シルバー人材センターにおける規程等の取扱いに関する内規

第1 この内規は、公益社団法人秦野市シルバー人材センターの規程等の取扱いについて、次の目的を達成するために定め、もって事務の合理化を目指すもの。

- (1) 公益社団法人秦野市シルバー人材センター定款第33条第2号によって定められる規程等について、用語の定義を定め、整理および分類すること。
- (2) 新たに規程等を作成する場合の指針とすること。

第2 規程等の用語の定義及び概要は次のとおりとし、体系は別表のとおりとする。ただし、第5号から第7号までを、第1号から第4号までと関係なく単独で定める場合は、その基準を必要とする事業が短期間で終了するものであるか、または関係者が小範囲であるものに限る。

- (1) 定款…センター運営の根本となるもので、神奈川県知事への届け出が必要である。
- (2) 規程…定款に規定された事項に関する事務の取扱いをまとめたもので、事務局・職員に対する命令となるもの。
- (3) 要綱…定款に規定されていない事項に関する原則を示すもので、条立てで構成するもの。
- (4) 規約…定款に規定されていない事項に関する原則を示すもので、特に会員同士の約束事であり、条立てで構成するもの。
- (5) 要領…定款に規定されていない事業運営上の事務の取扱いをまとめたもので、項立てで構成するもの。(〇〇事務取扱要領)
- (6) 基準…定款に規定されていない事務の取扱いの一定基準を示すもので、項立てで構成するもの。(〇〇△△基準)
- (7) 内規…定款に規定されていない事務の取扱細則を定めるもので、項立てで構成するもの。(〇〇の取扱いに関する内規)

第3 前項に定める規程等は、第7号を除いて、全て理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この内規は、平成21年5月26日から施行し、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この内規の施行前に制定された規程類は、この内規の制限を受けない。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年8月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。